

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年開成町議会3月定例会議（第3日目）の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（茅沼隆文）

日程第1 議案第14号 「開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて」を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。平成28年4月1日付けで、「広報及び広聴に関する事務」を町民サービス部から行政推進部に移管する組織・機構の見直しを実施したいので、開成町部設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読いたします。

開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2枚目の条例案をご覧ください。

開成町条例第 号。

開成町部設置条例の一部を改正する条例。

開成町部設置条例（平成15年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきましては、町長の事務部局の各部の事務分掌を定めます第2条の改正を行うものでございます。

表の右側、改正前の欄をご覧ください。町民サービス部の項、第2号、「広報及び広聴に関する事項」を削るものでございます。

表の左側、改正後の欄をご覧ください。行政推進部の項、第2号に「広報及び広聴に関する事項」を追加するものでございます。

また、これらの改正に伴いまして、行政推進部の項では改正前の第2号から第7号までをそれぞれ1号ずつ繰り下げ、町民サービス部の項では改正前の第3号から第1

0号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、本条例改正につきましては、現在、町民サービス部自治活動応援課が担当してございます「広報及び広聴に関する事務」を行政推進部企画政策課に移管するためのものでございます。

こちらにつきましては、平成22年4月に自治活動応援課を設置いたしまして、協働の一環として広報・広聴事務を担当してまいりましたが、広報機能とシティセールス機能を統合いたしまして、さまざまな角度から町の魅力発信、魅力創出に取り組むこと、「町民からの意見等を的確に政策に反映する政策広聴の実現」を図ることなどから、企画政策課に広報・広聴事務を移管したいと考えてございます。

続きまして、附則でございます。この条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

このたび町民サービス部から行政推進部の方に移行するというのは、大変すばらしい判断だなというところで評価しているところです。協働の部分に特化しないで、全体の政策に反映していくというのでは、いい判断ではないかなというふうに思っているところです。そのような中で、移行するのは構わないのですけれども、人的な部分で対処は、今後、4月1日からなので、施行が、体制づくりをされているのかどうか、そこら辺。仕事は来ても人が来ないとなると、やはり今までも一生懸命やってきたと思うので、そこら辺の部分、どのように考えているのか、方向性を示していただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。人的なことということですので、私の方からお答えをさせていただきます。

平成24年度に行いました業務量調査におきましても、広報・広聴というのは職員一人当たりの負担がかなり大きなものとなっております。そういったことから、当然、移管に当たりましては、職員の方も企画の方へ増員するという予定であります。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

この形での移行ということで、私も大変に素晴らしい、期待できるものだというふうに感じるところでございます。ただ、先般、所管についての編成作業を、庁舎建設が成ったときにさまざま所管を見直す、例えば子ども課にしても、やるというような形で、大幅な所管の見直しと同時にあるのではないかという部分から鑑みまして、この時期に設置条例の一部を改正する条例を出した経緯と、また、もう一点、町民にどのような形でスムーズにこの体制になったことを啓発、周知するのか、2点、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（加藤順一）

庁舎建設が成った暁にはという部分では、大幅な機構改革、機構の改善、見直しは、今までの物理的な制約の中で、でき得なかった部分として大きなものがあるであろうと、これは今の時点での想定としては既にお答えしたとおりでございます。ただ、そこにかかわらず、できる改善点は常にやっていきたいと。年度のどこの部分でなければやってはいけないということはなく、できることはやっていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それから、住民に向けてのという部分につきましては、当然、広報等で機構の改革、機構の改善、そういった部分はお知らせ版等を通じて行ってまいります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

町民は、まず庁舎に入りまして目の前にある自治活に、おおむね、どこに行っても何をしたらというような形で気軽に声をかけている状況が本庁ではあるように思いますので、その点も鑑みながら上手に誘導をしていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

5番議員の石田史行でございます。

今回の移管につきましては特に異論はないのですけれども、非常に基本的なところというか、確認させていただきたいのですけれども、今、自治活動応援課の方で、広報業務の一環だと思っておりますけれども、「広報かいせい」の編集業務、これは大変、大変な業務だと思うのですが、やっていらっしゃるのですが、こういったものも今回、企画政策課に移るといことなのではないでしょうか、確認をさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

広報の作成業務、まとめて企画政策課の方に移管されるというようなことで認識してございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質問がないようですので、討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第14号 開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって可決いたしました。